

## 平成15年度市場モニタリングテスト結果

### 家庭用品品質表示法に係る試買テスト 合成樹脂製の 「食卓用、食卓用又は台所用の器具」

(独立行政法人製品評価技術基盤機構)

平成15年度に、家庭用品品質表示法の対象製品である「合成樹脂加工品」のうち、食卓用、食卓用又は台所用の器具について、同法の合成樹脂加工品品質表示規程に対する遵守状況を調査するため、試買テストを行いました。

テストの実施に当たっては、飲料用シール容器類2銘柄、皿類2銘柄、椀類3銘柄、コップ類3銘柄、食品用シール容器類3銘柄、弁当箱類6銘柄、まな板2銘柄及び食卓用の器具(箸等)等3銘柄、計24銘柄を市場から購入し、テスト対象商品としました。

当該品目は、合成樹脂加工品品質表示規程に定められた表示項目である耐熱温度、合成樹脂の種類、取扱い上の注意等を正しく表示する必要がありますが、テストの結果は、24銘柄中3銘柄が取扱い上の注意に関して合成樹脂加工品品質表示規程に不適合でした。

不適合内容は次の表のとおりです。

不 適 合 内 容	銘柄数 (内訳)	
レモン等の柑橘類に含まれるテルペン又は油脂によって変質する旨の表示(スチロール樹脂製のものにのみ必要)がなかった。	(1)	3
電子レンジ使用の可否について表示がなかった。	(1)	
火のそばに置かない旨の表示がなかった。	(1)	

なお、当機構では、不適合と考えられる表示を行っていた表示者に対して、テスト結果を提示し当該表示者の見解及び対応策について徴収を行い、テスト結果と共に経済産業省に報告しました。この報告に基づき、経済産業省から当該表示者に対し改善指導が行われました。